

参考

建設分野における外国人材
の活用に係る緊急措置を検
討する閣僚会議とりまとめ
(平成26年4月4日)

建設分野における外国人材の活用 に係る緊急措置

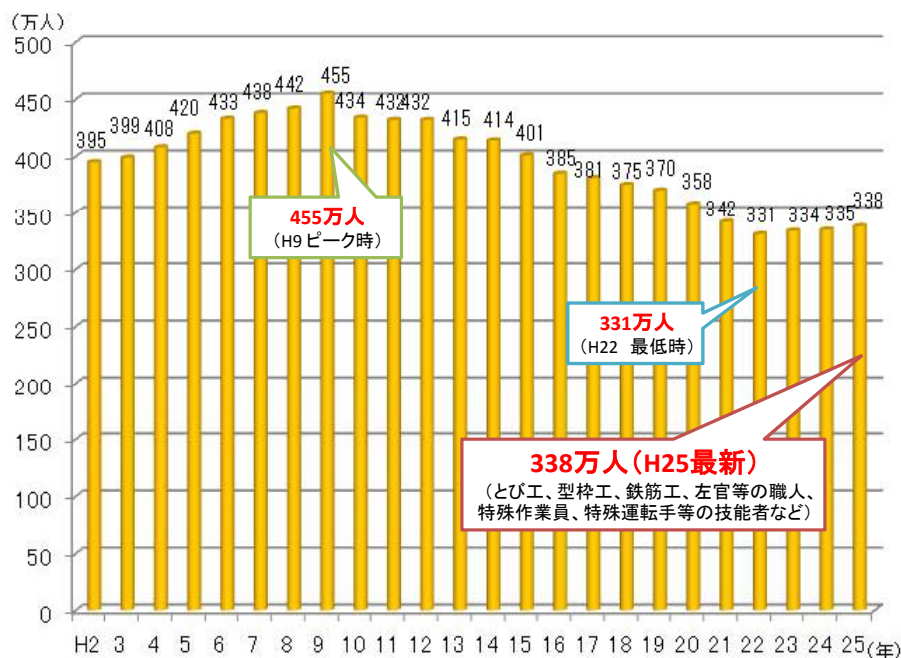
基本的考え方①(構造的な労働者不足への対応との関係)

○ 建設産業の担い手不足については、①近年の建設投資の減少により、建設企業が倒産するなど、技能労働者の離職が進んだこと、②技能労働者の高齢化が進み、高齢者が仕事を辞めていっていること、③建設産業の処遇改善が進んでいないことなどから、若者が入職を避けるようになっていいること、という3つの要因が考えられる。このうち、②③の要因については、建設産業が直面している構造的な問題。

○ こうした問題を看過すれば、中長期的には、将来にわたるインフラの維持管理や災害対応等を地域で担う人材が不足することが懸念。

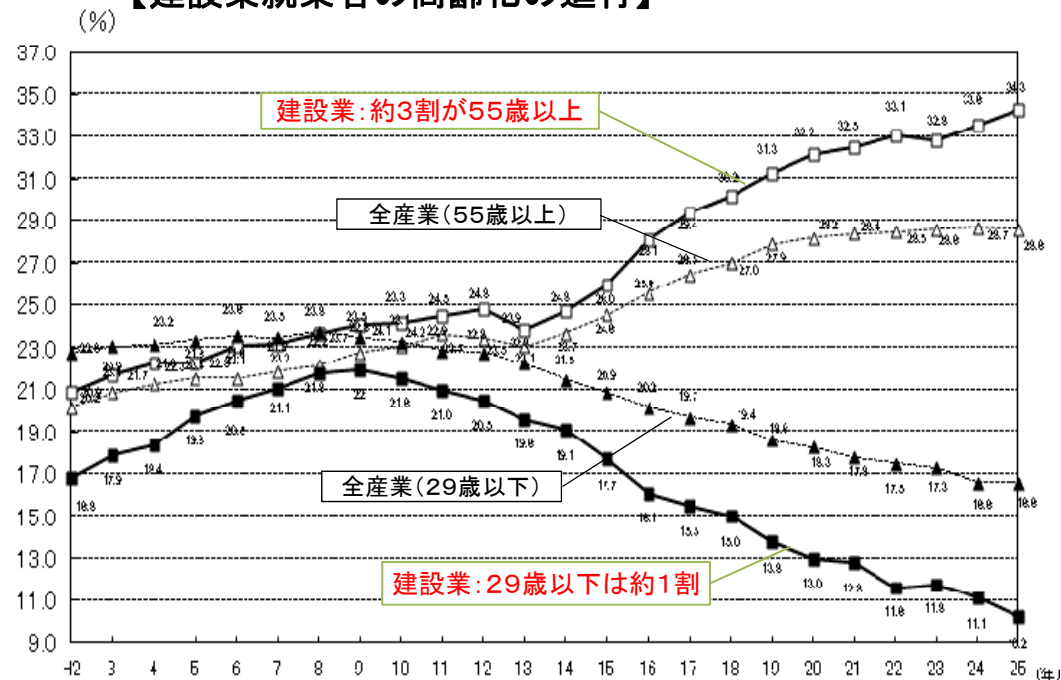
○ こうした構造的要因による担い手不足の懸念に対しては、今回の緊急措置とは別に、中長期的な観点から、必要な人材を国内で確保していくことが基本。 (注)なお、産業競争力会議「成長戦略進化のための今後の検討方針」では、「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら、国民的議論を進める」とされている。

【技能労働者の減少】



出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

【建設業就業者の高齢化の進行】



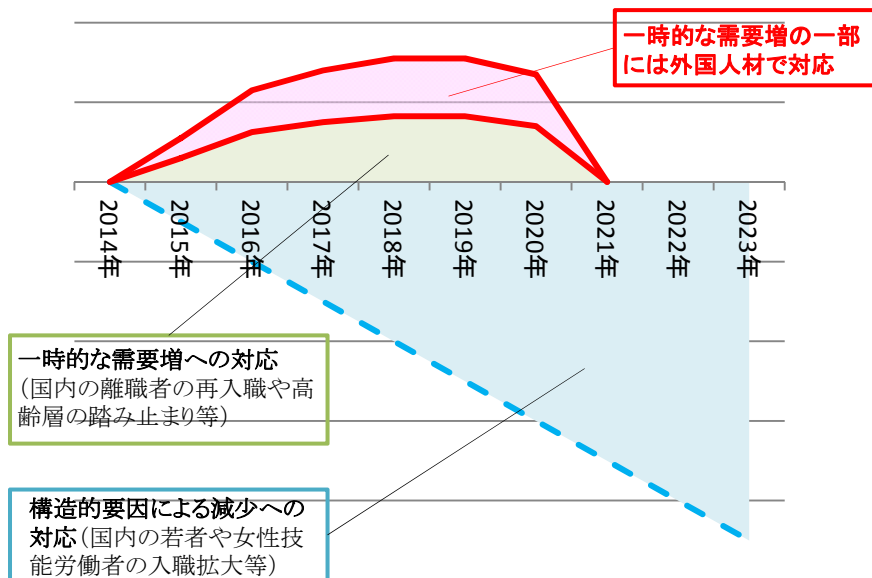
出所：総務省「労働力調査」

基本的考え方②(一時的な需要増に対応する労働者の確保)

○ 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。

→ その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。

構造的要因による減少と一時的な需要増に必要な技能労働者(イメージ)



外国人材の活用と併せて行う国内人材確保の 施策パッケージ(概要) (夏頃までに更に具体化) 別添参照

<国土交通省>

- 1 技能労働者の就労環境整備の強化(労務単価引上げ、社会保険未加入対策強化、入札契約制度改革、ダンピング対策強化等)
- 2 女性技能労働者の入職拡大
- 3 より効率的な生産システムの構築
- 4 教育訓練の充実強化(富士教育訓練センターの充実強化等)
- 5 中長期的な視点からの担い手確保・育成策のとりまとめ(建設産業活性化会議において本年夏頃を目途に中間とりまとめ)



連携して取組を推進

<厚生労働省>

- 1 ハローワークにおけるマッチング強化
- 2 公的職業訓練の充実
- 3 事業主や事業主団体等による取組支援の充実

(今後、建設業の長期ビジョンに基づき技能毎の人材ニーズを検討)

緊急措置の概要①(対象、資格、期間)

◆ 活用を図る外国人材

- ・ 即戦力の確保を念頭に置き、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国し、雇用関係の下で建設業務に従事することができることとする(2020年度までに限る)。

◆ 在留資格

- ・ 「特定活動」

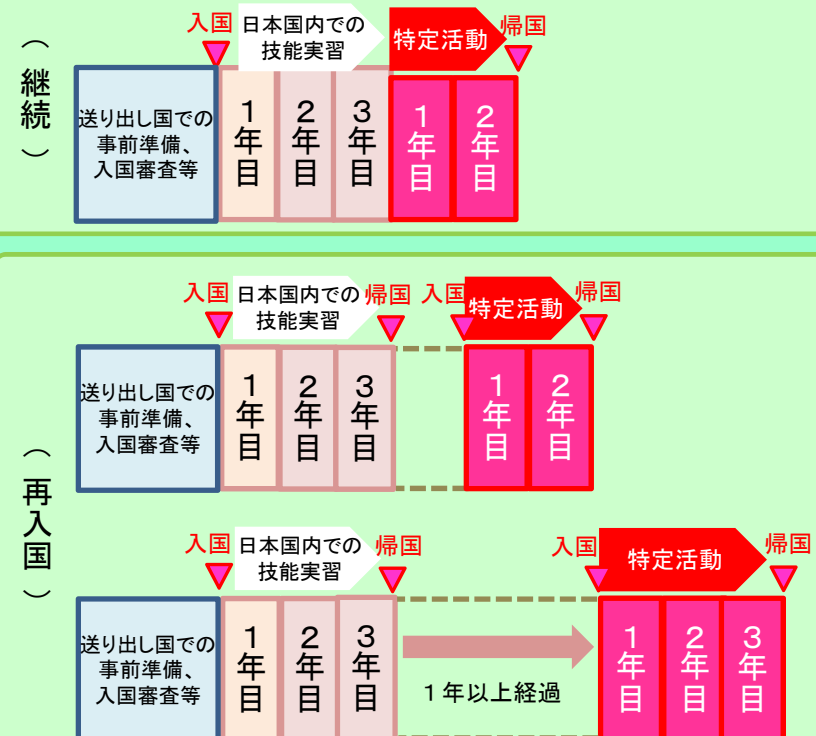
◆ 期間

- ・ 1年ごとの更新により最大2年以内(再入国者のうち本国に帰国後の期間が1年以上のものは最大3年以内)。

現行の技能実習の流れ



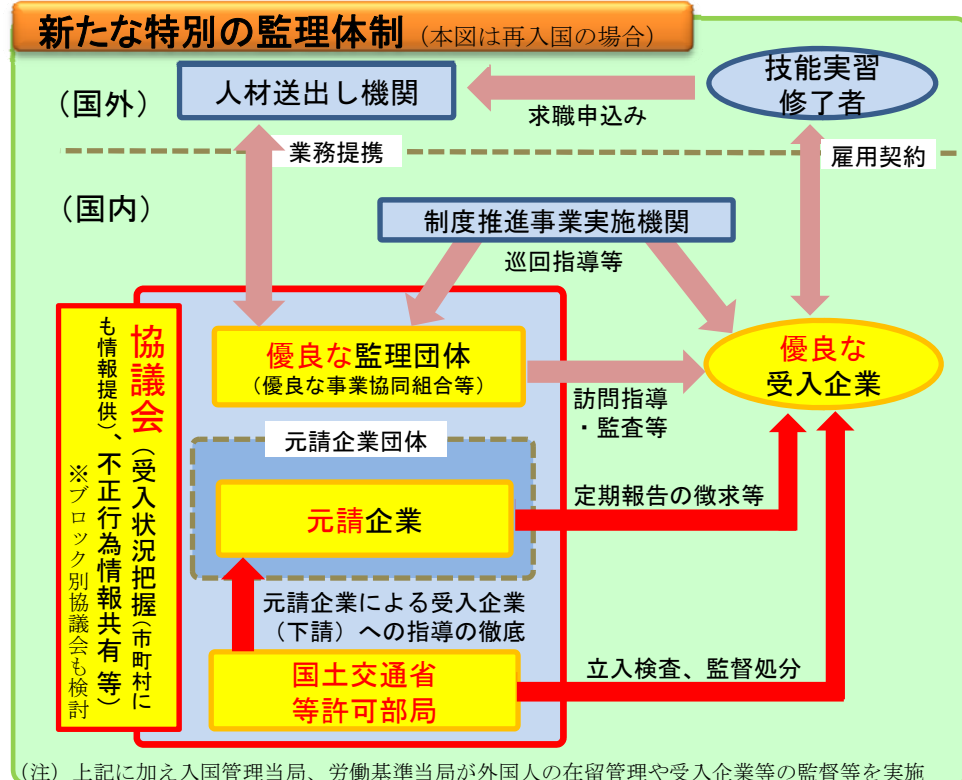
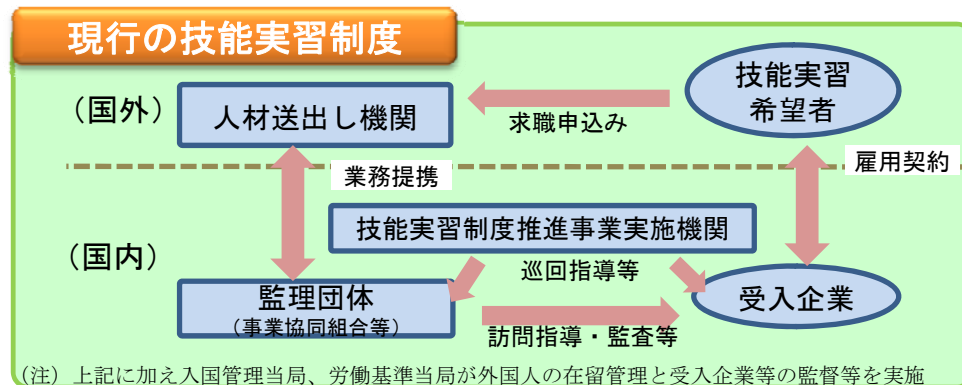
新たな外国人材活用の流れ



緊急措置の概要②(監理体制)

◆ 新たな特別の監理体制 (技能実習制度を上回る水準の監理)

- ・ 技能実習制度と同等の監理に加え、更に体制を強化・充実し、適正監理を図る。



技能実習制度と同等の監理

- 受入企業が外国人材の監理
(帰国担保措置、生活指導等)
- 監理団体(非営利団体)が受入企業をチェック
(月次の訪問指導、四半期毎の監査等)
- 制度推進事業実施機関が監理団体や受入企業をチェック
(巡回指導等)

(備考) 家族帯同は禁止



更なる監理強化策

- 優良な監理団体^{※1}、受入企業^{※2}に限定
- 国土交通省等許可部局が建設業法に基づき受入企業を直接、検査・監督
- 元請企業が受入企業(下請)の監理状況を確認し、指導を徹底
(定期報告徴求、建設業法に基づく施工体制台帳の活用等)
- 関係者で「協議会」を設置。受入状況を把握(市町村にも情報提供)、不正行為情報を共有

※1 過去5年間不正行為・処分歴なし、協議会に加入等

※2 過去5年間不正行為・処分歴なし、技能実習生を上回る報酬を確保等

当面のスケジュール

平成26年

1月24日

関係閣僚会議（第1回）

4月4日

関係閣僚会議（第2回）
緊急措置のとりまとめ

4月4日

経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議
緊急措置の報告

年央まで

実施に必要な措置（告示、通知等）

（その後）

受入企業等における準備

平成27年度初頭

本措置の対象となる外国人材の受入れ

(別添) 国内人材確保の施策パッケージ

<国土交通省>

連携して取組を推進、夏頃までに更に具体化

<厚生労働省>

1 技能労働者の就労環境の整備の強化

①公共工事設計労務単価の引上げ

- 今年2月から、全国平均で、昨年4月比+7.1%(被災地+8.4%)、24年度比+23.2%(被災地+31.2%)
- 公共事業労務費調査につき、例年の10月調査に先立ち、7月にも実施

②建設業界への適切な水準の賃金支払い要請の徹底

③社会保険未加入対策の強化(目標:29年度許可業者加入率100%)

- 労務単価に社会保険加入に必要な費用を算入
- 直轄工事について、本年8月から元請・一定の一次下請を加入業者に限定。地方公共団体等の発注者にも同様の取組みの実施の検討を促す

④入札契約制度改革(品確法改正(今国会審議中))

- 公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保等を基本理念に追加
- 発注者責務(予定価格の適切な設定、計画的な発注等)を明確化
- 多様な入札契約方式の導入・活用により、行き過ぎた価格競争を是正

⑤ダンピング対策の強化(入契法改正(今国会審議中))

2 女性技能労働者の入職拡大

- 建設業界と連携して、現在9万人(24年度)の女性技能労働者の入職拡大方策を検討

3 より効率的な生産システムの構築

- 建設業界と連携して、新技術・新工法の開発、施工現場の合理化、重層下請構造改善など、より効率的な生産システムの構築を推進

4 教育訓練の充実強化

①富士教育訓練センターの充実強化等

- 官民連携により、ソフト・ハード両面の機能強化と26年度中の建替着手

5 中長期的な視点からの担い手確保・育成策のとりまとめ

①建設産業活性化会議(厚労省、工業高校代表者も参画)における検討

- 本年夏頃を目途に中間とりまとめ

1 ハローワークにおけるマッチング強化

①建設人材確保プロジェクトの実施(全国65のハローワークで実施)

- 25年6月から建設関係職種の未充足求人へのフォローアップの徹底等の取組を実施。26年度から、被災3県を中心に建設労働者が不足している地域の主要なハローワークに就職支援コーディネーターを新たに設置。

②ジョブサポーターによるきめ細かな支援

- 大学への出張相談等在学中からの就職支援や未就職卒業生への担当者制によるきめ細かな就職支援を実施。26年度から職場定着支援を実施。

2 公的職業訓練の充実

①公共職業能力開発施設等における公共職業訓練(建築、住宅営繕、インテリア等)

- 26年度より、建設分野の訓練コース(型枠等)の拡充を実施
- 建設分野の訓練コース(建設機械等)の更なる拡充等も検討

3 事業主や事業主団体等による取組支援の充実

①建設労働者確保育成助成金による支援

- 26年度から教育訓練に係る助成内容(経費助成率や賃金助成額)の拡充を実施

②中小建設事業主等の認定職業訓練(建築・土木等)への補助

- 26年度から、認定職業訓練制度を拡充(要件緩和)

③ものづくりマイスター制度による若年技能者等への実技指導

- ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施(26年度から、学校派遣等による学生生徒等への実技指導を拡充)

④地域人づくり事業の創設及び国土交通省との連携による業界団体への要請活動

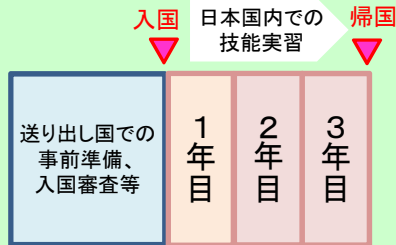
- 25年度補正予算で創設。建設業における雇用拡大や処遇改善に向けた取組を推進

緊急措置（特定活動）の概要

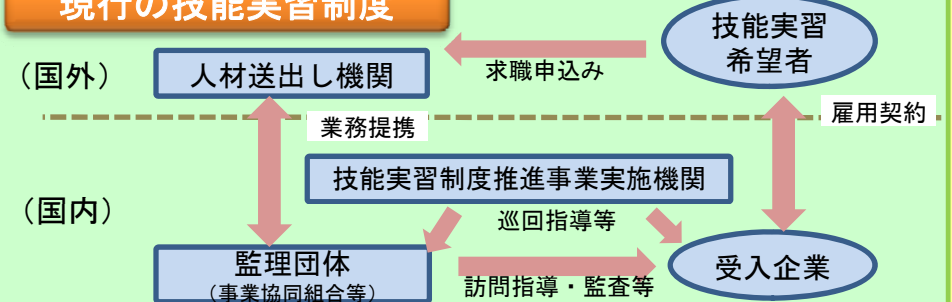
（2020年度までの時限的措置）

参考

技能実習の流れ



現行の技能実習制度

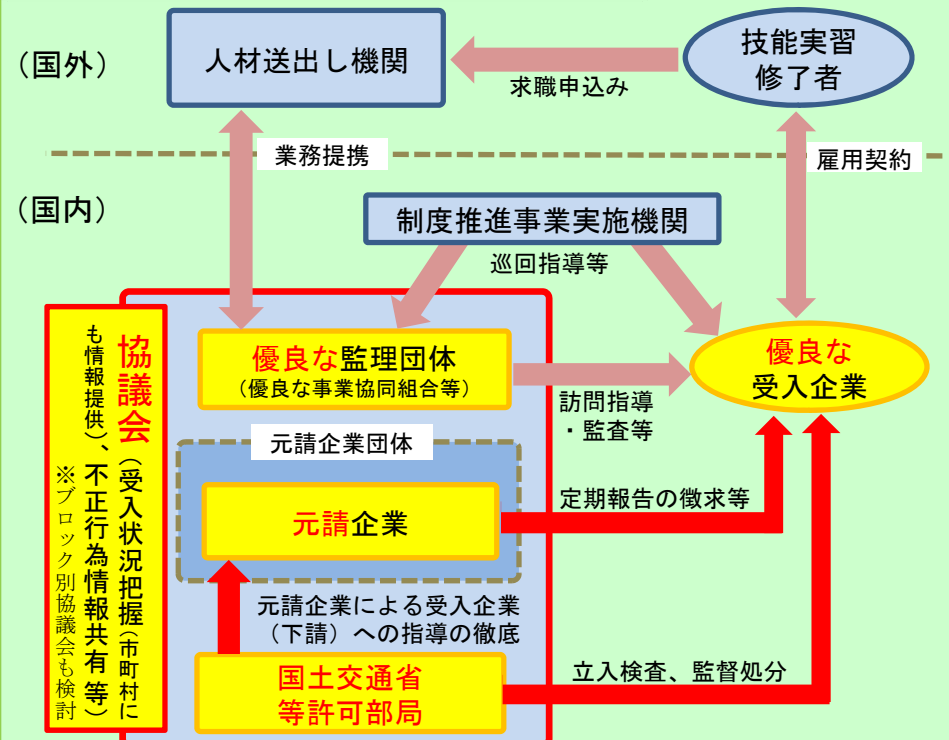


（注）上記に加え入国管理当局、労働基準当局が外国人の在留管理と受入企業等の監督等を実施

新たな外国人材活用の流れ



新たな特別の監理体制（本図は再入国の場合）



（注）上記に加え入国管理当局、労働基準当局が外国人の在留管理や受入企業等の監督等を実施